

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	267,800
計	267,800

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
普通株式	66,950	大阪証券取引所 (ヘラクレス)
計	66,950	—

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)に関する事項は、次の通りであります。
平成13年3月27日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成17年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成17年7月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	100株(注)1	0株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額 (注)2	50,000円	25,000円
新株予約権の行使期間	自 平成15年3月28日 至 平成23年3月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50,000円 資本組入額 25,000円	発行価格 25,000円 資本組入額 12,500円
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株引受権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、付与対象者の権利付与者の権利放棄により取締役5名1,350株、退職により従業員7名100株の権利を喪失した者の新株引受権の数を減じております。

2. 株式分割および時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり調整前権利行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株引受権は、株式数の一部につき、これを行行使することができるものとする。但し、新株引受権の行使価額の年間合計額は、1,000万円を超えないものとする。
 - (2) 次に定める場合には、新株引受権を喪失する。
 - ① 死亡以外の事由により乙が甲の取締役又は使用人でなくなったとき。
 - ② 乙が死亡したとき。
 - ③ 乙が禁固以上の刑に処せられたとき。
 - ④ 乙が甲と競合する業務を営む会社の常勤または非常勤の役員または使用人に就任したとき。ただし、書面による事前承認を受けた場合は除く。
 - ⑤ 乙が本契約書の規定に違反したとき。
 - ⑥ 乙の不正行為もしくは職務上の義務違反または懈怠があったとき。
 - ⑦ 乙が破産の申立てを受けた場合もしくは自らこれを申立てた場合、または乙が差押、仮差押、保全差押、仮処分等の申立てもしくは滞納処分を受けた場合。
4. 新株引受権の譲渡に関する事項は次のとおりです。
- (1) 3.(2)②にかかわらず、正当な相続人から3ヶ月以内に請求があった場合には、当該相続人は新株引受権を相続するものとする。
 - (2) 相続人が複数存在する場合には乙の相続人は、その相続分に応じて新株引受権を相続するものとする。ただし、相続人は新株引受権者の死亡後速やかに、その相続人全員の同意をもって発行会社の通知を受領する代表者1名およびその住所を発行会社に通知するものとし、かかる同意および通知は発行会社の指定の書面で行う。

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。
平成16年6月25日定時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成17年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成17年7月31日)
新株予約権の数	600個	590個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (注) 1	600株	1,180株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額 (注) 3、4	未定 (注) 5	55,000円
新株予約権の行使期間	自 平成18年6月26日 至 平成26年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	未定 (注) 5	発行価格 55,000円 資本組入額 55,000円
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整します。但し、当該調整は新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てます。

(計算式)

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議における新株発行予定数から、退任により権利を喪失した取締役1名の20株分を減じております。
3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てます。なお、合併、会社分割、資本減少又はこれらに準じる行為を原因として、行使価額を調整する必要が生じた時も、当該算式に準じて行使価額を調整します。

(計算式)

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り捨てます。

(計算式)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{1株当たり払込金額} \times \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

5. 当社の株式公開に際して行う公募増資等のために、当社取締役会が決定し公表する、当社普通株式の一般募集における発行価格又は売出し価格とします。

6. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使に際し、次の制約を受けるものとする。

- ① 当社の株式公開前に新株予約権を行使することはできない。
- ② 新株予約権者は、権利行使の時点において当社又は当社子会社の取締役又は使用人でなければならない。
- ③ 各新株予約権の一部行使をすることはできない。但し、単年度の権利行使価額の合計が1,200万円を超える場合においては、税制適格要件を満たすためその一部を行使することを妨げない。
- ④ 新株予約権を相続の対象とすることはできない。
- ⑤ 行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできない。
- ⑥ 当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転が行われた場合は、必要に応じて新株予約権を完全親会社となる会社に継承させることができる。

- (2) 次に定めるいずれかに該当した場合、当社は対象となる新株予約権をいつでも無償で消却することができる。

- ① 当社が新株予約権を取得した場合。
- ② 新株予約権者が、死亡以外の事由により当社及び当社子会社を退職した場合。
- ③ 新株予約権者が、死亡した場合。
- ④ 新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられた場合。
- ⑤ 新株予約権者が、当社と競合する業務を営む会社の常勤又は非常勤の役員又は使用人に就任した場合。但し、書面による事前承認を得た場合を除く。
- ⑥ 新株予約権者が、新株予約権割当契約書の内容に違反した場合。
- ⑦ 新株予約権者に、不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合。
- ⑧ 新株予約権者が、破産の申立てを受けた場合もしくは自らこれを申立てた場合、又は差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てもしくは滞納処分を受けた場合。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成12年4月26日 (注) 1	1,000	5,000	50,000	250,000	—	—
平成12年5月30日 (注) 2	1,000	6,000	50,000	300,000	—	—
平成12年6月29日 (注) 3	1,000	7,000	50,000	350,000	—	—
平成12年7月29日 (注) 4	1,000	8,000	50,000	400,000	—	—
平成12年9月21日 (注) 5	1,000	9,000	50,000	450,000	—	—
平成12年10月31日 (注) 6	600	9,600	30,000	480,000	—	—
平成12年11月30日 (注) 7	1,000	10,600	50,000	530,000	—	—
平成12年12月28日 (注) 8	600	11,200	30,000	560,000	—	—
平成13年2月20日 (注) 9	4,800	16,000	240,000	800,000	—	—
平成13年6月1日 (注) 10	4,500	20,500	405,000	1,205,000	405,000	405,000
平成14年3月8日 (注) 11	5,000	25,500	225,000	1,430,000	225,000	630,000
平成14年3月29日 (注) 12	2,200	27,700	99,000	1,529,000	99,000	729,000
平成16年1月14日 (注) 13	675	28,375	—	1,529,000	—	729,000
平成17年4月6日 (注) 14	5,000	33,375	212,500	1,741,500	299,000	1,028,000
平成17年4月30日 (注) 15	100	33,475	2,500	1,744,000	2,500	1,030,500
平成17年7月20日 (注) 16	33,475	66,950	—	1,744,000	—	1,030,500

1. 有償第三者割当

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

割当先は、(有)ジェイアンドアールであります。

2. 有償第三者割当

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

割当先は、(有)ジェイアンドアールであります。

3. 有償第三者割当

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

割当先は、金丸貴行、金丸多賀であります。

4. 有償第三者割当

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

割当先は、山本久敏 他取締役3名、大坪保行、栗原傑亨、金丸武嗣、金丸芽生、金丸倫己、金丸昴太郎、金丸顕太郎、山本順子、小橋一、羽生章洋、大森和明、森脇大悟、その他当社従業員13名であります。

5. 有償第三者割当

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

割当先は、金丸准子、金丸理恵、金丸武嗣、金丸芽生、金丸倫己、金丸昴太郎、金丸顕太郎であります。

6. 有償第三者割当

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

割当先は、金丸貴行、金丸多賀、金丸准子、金丸理恵であります。

7. 有償第三者割当

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

割当先は、金丸貴行、金丸多賀であります。

8. 有償第三者割当

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

割当先は、金丸貴行であります。

9. 有償第三者割当

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

割当先は、東京短資㈱(現 東短ホールディングス㈱)、㈱三和銀行(現 ㈱UFJ銀行)、つばさ証券㈱(現 UFJつばさ証券㈱)であります。

10. 有償第三者割当

(A種優先株式を発行)

発行価格 180,000円

資本組入額 90,000円

割当先は、ティ・エイチ・シー・ミレニアム投資事業有限責任組合、ティ・エイチ・シー・エー・ピー投資事業有限責任組合、ジャフコ・ジー8(エー)号投資事業組合、ジャフコ・ジー8(ビー)号投資事業組合、ジャフコ・ジーシー1号投資事業組合、ジャフコ・エル式号投資事業有限責任組合、金丸貴行、金丸多賀であります。

11. 有償第三者割当

発行価格 90,000円

資本組入額 45,000円

割当先は、グロウドキャピタル㈱、金丸貴行、金丸多賀であります。

12. 有償第三者割当

発行価格 90,000円

資本組入額 45,000円

割当先は、東京短資株式会社(現 東短ホールディングス㈱)、㈱UFJ銀行、つばさ証券㈱(現 UFJつばさ証券㈱)、ティ・エイチ・シー・ミレニアム投資事業有限責任組合、ティ・エイチ・シー・エー・ピー投資事業有限責任組合、ジャフコ・ジー8(エー)号投資事業組合、ジャフコ・ジー8(ビー)号投資事業組合、ジャフコ・ジーシー1号投資事業組合、ジャフコ・エル式号投資事業有限責任組合であります。

13. A種優先株式の転換

転換価格 156,770円

A種優先株式発行価格(180,000)に対し、普通株式への転換価格は156,770円であります。このためA種優先株式1株につき普通株式1.15株にて転換致しました。

14. 有償一般募集 5,000株

発行価格 102,300円

資本組入額 42,500円

15. 旧商法第280条ノ19の規定に基づいて発行した新株引受権(ストックオプション)の行使による増加であります。

16. 1株を2株にする株式分割による増加であります。

(4) 【所有者別状況】

平成17年5月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	9	2	27	4	4	2,919	2,965	—
所有株式数 (株)	0	4,448	39	12,228	732	6	16,020	33,473	2
所有株式数の 割合(%)	0.00	13.28	0.12	36.53	2.18	0.02	47.86	100.00	—

(5) 【大株主の状況】

平成17年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
グロードキャピタル株式会社	東京都品川区上大崎2-7-26	10,500.0	31.36
金丸 貴行	東京都品川区上大崎2-7-26	2,586.4	7.72
株式会社UFJ銀行	愛知県名古屋市中区錦3-21-24	2,000.0	5.97
金丸 多賀	東京都品川区上大崎2-7-26	1,920.6	5.73
東短ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋室町4-5-1	1,500.0	4.48
ティー・エイチ・シー・ミレ ニアム投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋室町1-6-2	1,113.7	3.32
資産管理サービス信託銀行株 式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	933.0	2.78
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2-4-6	654.0	1.95
佐藤 幸一	東京都港区白金4-10-18	503.0	1.50
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	444.0	1.32
計	—	22,154.7	66.18

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成17年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式66,948	66,948	—
端株	普通株式 2	—	—
発行済株式総数	66,950	—	—
総株主の議決権	—	66,948	—

②【自己株式等】

平成17年7月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7)【ストックオプション制度の内容】

旧商法第280条ノ19の規定に基づき発行した新株引受権(ストックオプション)

決議年月日	平成13年3月27日
付与対象者の区分及び人数(注)1	① 取締役 5名 ② 従業員 10名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	3,100株
新株予約権の行使時の払込金額	25,000円(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成15年3月28日 至 平成23年3月27日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2

(注) 1. 上記のうち、付与対象者の権利放棄により取締役5名1,350株、退職により従業員7名100株の権利が喪失しております。なお、今後においても除外理由(退職等)に基づき、表中の付与対象者が減少することがあります。

2. 新株予約権の行使時の払込金額、行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項については、「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権(ストックオプション)

株主総会特別決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分及び人数	① 取締役 7名 ② 子会社取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,180株
新株予約権の行使時の払込金額	55,000円(注)
新株予約権の行使期間	自 平成18年6月26日 至 平成26年6月24日
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)

(注) 新株予約権の行使時の払込金額、行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項については、「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。

2【自己株式の取得等の状況】

(1)【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

①【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

②【当決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

(2)【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

①【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

②【当決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、創業から6期の決算期を経ておりますが、これまでは利益確保よりも事業基盤の確立を最優先課題として経営を行って参りましたので、先行投資や営業費用の増加により十分な配当原資を確保することができませんでした。よって、現在まで配当は実施しておりません。

しかしながら、株主に対する利益還元として配当は重要な経営課題の一つであると認識しております。今後は、企業体質の強化と事業拡大に向けた内部留保の充実を勘案しながら、業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。なお、内部留保金の使途につきましては、新規の設備投資、外国為替取引におけるカウンターパーティーに対する取引証拠金等に充当していく方針であります。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月期
最高(円)	—	—	—	—	600,000 □296,000
最低(円)	—	—	—	—	277,000 □179,000

(注) 1. 最高・最低株価は大阪証券取引所ヘラクレス市場におけるものであります。

なお、当社株式は、平成17年4月7日付で同市場に上場したため、同日以前の株価については、該当事項はありません。

2. □印は、株式分割による権利落後の株価であります。

(2)【最近6ヶ月の月別最高・最低株価】

月別	平成17年2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	—	—	600,000	468,000 □215,000	296,000	289,000
最低(円)	—	—	277,000	316,000 □179,000	210,000	242,000

(注) 1. 最高・最低株価は大阪証券取引所ヘラクレス市場におけるものであります。

なお、当社株式は、平成17年4月7日付で同市場に上場したため、同日以前の株価については、該当事項はありません。

2. □印は、株式分割による権利落後の株価であります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
代表取締役社長	チーフ・エグゼクティブ・オフィサー (CEO)	金丸 勲	昭和38年11月3日生	平成7年6月 ダイワフューチャーズ(株) (現 ひまわり証券(株)) 取締役就任 平成11年12月 当社代表取締役副社長就任 平成12年6月 イ・システム(株) (現 トレイダーズ投資顧問(株)) 取締役就任 平成14年4月 当社代表取締役副社長 平成14年5月 イ・システム(株) (現 トレイダーズ投資顧問(株)) 代表取締役就任 平成15年2月 当社代表取締役社長(現任) 平成15年4月 トレイダーズ投資顧問(株)取締役(現任) 平成16年6月 トレイダーズフィナンシャルシステムズ(株)取締役就任	520
取締役副社長	チーフ・オペレーティング・オフィサー (COO)	中川 明	昭和42年6月16日生	平成7年10月 さくら総合事務所入所 平成9年4月 (株)いずみ会計社入社 平成10年4月 公認会計士登録 平成12年11月 当社監査役就任 平成15年4月 当社取締役副社長就任(現任) 平成16年6月 トレイダーズフィナンシャルシステムズ(株)取締役就任(現任)	400
取締役副社長		原屋 一雄	昭和22年9月30日生	昭和59年9月 バンカーストラスト銀行バイスプレジデント、日本国債トレーディング責任者 平成7年7月 ゴールドマン・サックス銀行バイスプレジデント、外国為替プロプライエタリー・トレーダー 平成9年6月 クレディ・スイス・ファーストボストン銀行東京支店長 平成12年10月 ハラヤ・ファイナンシャル・アドバイザー(株)設立 代表取締役 平成15年4月 当社取締役副社長就任(現任) 平成15年4月 トレイダーズ投資顧問(株)代表取締役社長就任	40
常務取締役	チーフ・フィナンシャル・オフィサー (CFO)	新妻 正幸	昭和45年11月8日生	平成7年10月 監査法人トーマツ入所 平成12年1月 太田昭和監査法人(現 新日本監査法人)入所 平成12年4月 公認会計士登録 平成13年9月 当社入社 経理部チーフマネージャー 平成14年4月 当社執行役員就任 平成14年5月 イ・システム(株) (現 トレイダーズ投資顧問(株)) 監査役就任(現任) 平成15年4月 当社取締役就任 平成16年6月 トレイダーズフィナンシャルシステムズ(株)監査役就任(現任) 平成17年6月 当社常務取締役就任(現任)	20

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
常務取締役		福島 秀治	昭和29年6月22日生	昭和53年4月 東京短資(現 東短ホールディングス(株))入社 昭和53年12月 トウキョウフォレックス(株)出向 平成10年3月 アルママターファンド投資顧問(株)出向 平成12年3月 東短デリバティブズ(株)出向 企画管理部長 平成13年3月 当社出向 取締役就任 平成14年6月 イ・システム(株) (現 トレイダーズ投資顧問(株)) 執行役員就任 平成15年4月 当社取締役就任 平成17年6月 当社常務取締役就任 (現任)	20
取締役		平松 義史	昭和17年8月30日生	昭和36年5月 山一証券(株)入社 昭和57年2月 同社津田沼支店次長 昭和63年9月 同社熊本支店総務部長兼次長 平成5年2月 同社千葉支店総務部長 平成9年9月 同社仙台支店総務部長 平成10年5月 メリルリンチ日本証券(株) アドミニストレーションマネージャ 平成12年3月 大東証券(株)事務システム部長 平成13年4月 みずほインベスターズ証券(株)入社、勸角ビジネスサービス(株)へ転籍、同社 事務集中部長 平成14年3月 プルデンシャル・ファイナンシャル・アドバイザーズ証券(株) (現 キャピタル・パートナーズ証券(株)) 監査本部長 平成16年4月 当社業務部長、内部管理統括本部副本部長 平成17年6月 当社取締役就任 (現任)	—
取締役		奥山 泰全	昭和46年8月13日生	平成12年10月 当社 I T コンサルタント 平成13年4月 イ・システム(株) (現 トレイダーズ投資顧問(株)) 取締役就任 平成14年4月 当社入社 執行役員就任 平成15年4月 当社取締役就任 (現任) 平成15年4月 トレイダーズ投資顧問(株)取締役 平成16年6月 トレイダーズフィナンシャルシステムズ(株)取締役就任	80

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
常勤監査役		斉藤 正敏	昭和21年7月24日生	昭和45年4月 埼玉銀行入行 平成8年6月 あさひ投資顧問(株)出向 調査部長 平成10年6月 同社取締役就任 平成11年4月 同社合併に伴いあさひ東京投信(株)取締 役就任 平成14年6月 あさひリテール証券(株) (現 そしあす証 券(株)) 監査役就任 平成15年6月 りそなアセットマネジメント(株) 常務取締役就任 平成16年8月 当社監査役就任 (現任)	—
監査役		大網 英道	昭和25年11月8日生	平成4年4月 公認会計士登録 平成6年11月 チェース・マンハッタン銀行東京支店 財務部長 平成8年5月 リパブリック・ナショナルバンク・オ ブ・ニューヨーク東京支店 財務部長兼業務部長 平成11年2月 西ドイツ銀行東京支店CFO 平成12年4月 モルガン・スタンレー・ディーン・ウ ィッタージャパン・リミテッド入社 財 務部長 平成12年12月 大網公認会計士事務所設立代表者就任 (現任) 平成14年7月 九段監査法人代表社員就任 (現任) 平成15年4月 当社監査役就任 (現任)	10
監査役		飯田 直樹	昭和40年2月14日生	平成11年4月 弁護士登録 成和共同法律事務所入所 平成14年2月 当社監査役就任 (現任) 平成15年8月 成和共同法律事務所パートナー就任 (現任)	60
計					1,150

(注) 常勤監査役 斉藤正敏、監査役 大網英道及び監査役 飯田直樹は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの目的は、企業価値、強いては株主利益の最大化を図ることであると認識しております。そして、コーポレート・ガバナンスとして重要なことは、株主及び投資家に資するため、最適利益及び財務の健全性を追求すること、情報開示の徹底を図り経営の透明性を保つこと、社会の一員として社会的責任を果たすこと、取締役及び監査役各自がそれぞれの独立性を保ち業務執行及び監視責任を果たすことと考えております。

また、その実効性を上げるための一つ的手段として、当社は、経営トップを含めたコンプライアンス委員会を定期的に開催し、個別的な懸案事項の共通認識に努めるとともに、警察大学校長を務めた経歴を有する垣見弁護士を囲んだコーポレートガバナンス委員会を開催するなど、外部有識者を交えた、全体的な問題を検討する機会を得て、適正な企業統治を図っております。

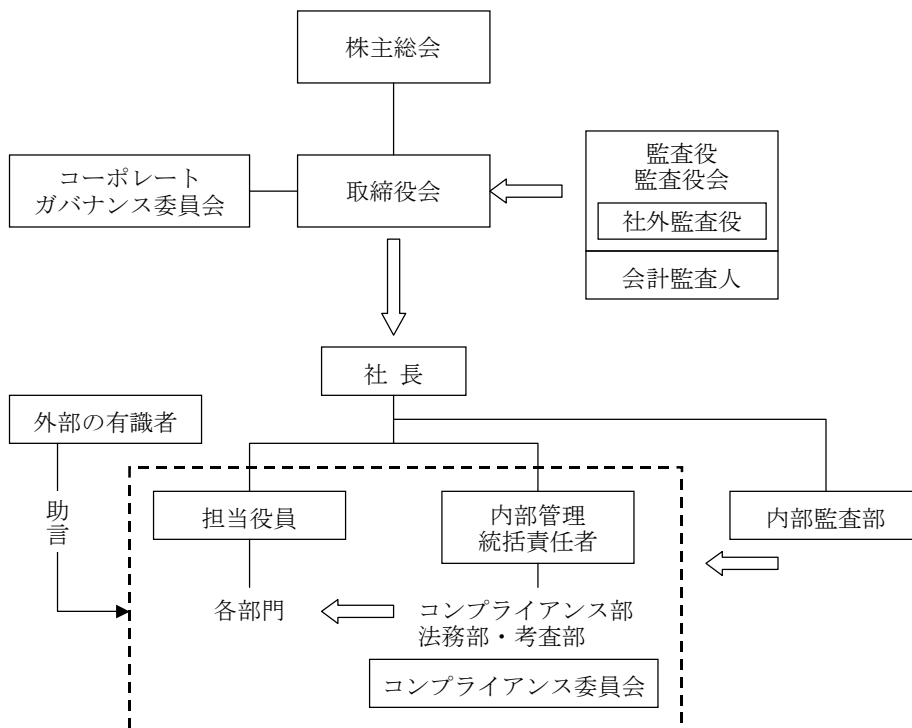
(2) 機関の内容

当社は、監査役制度を採用しております。取締役は7名が在任し、うち1名は代表取締役であります。また、監査役は3名が在任し、うち1名は常勤監査役であり、他の2名は職業専門家である弁護士及び公認会計士で構成されております。監査役3名のいずれも商法特例法第18条に定める社外監査役の要件を満たしており、会計監査人と共に、会計及び業務執行に関して透明性の高い監視機能を有しております。

取締役会は毎月一回定例として開催され、また、必要に応じて機動的に臨時開催され、当社の重要事項に関して意思決定を行うと同時に、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、各部署を分掌する取締役が相互に牽制を行っております。また、取締役会には、原則として全監査役が出席し、協議の内容を監視しております。

なお、当社と、当社の社外監査役の人的関係、資本関係及び取引関係その他の利害関係はございません。

(3) 業務執行の監視及び内部統制の内容



当社においては、内部管理面の最高責任者である内部管理統括責任者の下、コンプライアンス部と考査部が他部門に対して法令遵守の指導を行うとともに、営業考査、リスク管理等に努めており、法的な要素を含む事項については、法務部がこれをサポートしています。また、内部監査部が全部門を対象として内部監査を行い、社長報告、改善要請、フォローアップ監査を実施しています。このように、当社は、営業部門の責任者による一次チェック、内部管理部門による二次チェック、監査部門による三次チェックによって内部の統制を図っております。

(4) 会計監査の状況

当社は、監査法人トーマツと監査契約を締結しており、業務を執行した公認会計士は浅枝芳隆と田村稔郎の2名です。また、監査業務に係る補助者は8名（公認会計士3名、会計士補3名、その他2名）で構成されております。なお、監査法人トーマツは、顧客資産の分別保管の法令遵守に関する検証業務も行っております。

(5) 役員報酬の内容

当社の取締役に対する報酬は、定時株主総会決議により年額150,000千円内となっており、また、第6期中の支給額は94,270千円となっております。

(6) 監査報酬の内容

当社の会計監査人である監査法人トーマツに対する報酬

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 12,400千円

その他の業務に基づく報酬 7,000千円